

# 令和8年度 つくばみらい市立伊奈中学校部活動運営方針

## 1 部活動運営の基本的な考え

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を体験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康増進、基本的な生活習慣を高めることにも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき計画的に実施する。

・自ら考え、主体的に取り組むことのできる生徒

・思いやりの心を持ち、多義の良さを認め合うことのできる生徒

- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図る。

## 2 適切な休養日等の設定

### (1) 活動時間の上限

- 1日の活動時間は、平日は2時間、休日は3時間、1週当たり11時間を上限とする。  
(練習試合や大会の当日は除く。)
- 休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動した場合、他の休日に休養日を振替える。
- ※ 長期休業中も同様に設定。

### (2) 朝の活動

- 原則として朝の活動は実施しない。  
大会の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振替える必要があるケースを除く。

### (3) 休養日

- 学期中は、毎週月曜日を休養日とする。  
月曜日が休日となった場合は、火曜日を休養日とする。  
(平日に1日以上の上休日(休止日)を設ける)
- 休日(土・日)のいずれかは休養日とする。  
「大会、コンクール、展覧会等」(以下、「大会等」と表記)により、土日の両日活動する場合は、校長判断とする。  
ただし、土日の両日実施した場合は、翌週の土日に振替える。
- 学校閉庁日は、部活動休止日とする。ただし、大会等が実施される場合は、その参加については、校長判断とする。
- 夏季休業中の部活動の日数は、夏季休業日数の半分までを基準とする。1週間の活動時間は、学期中の運用に準ずる。(平日1日以上、土日の1日以上は休止日)
- 定期テスト実施日前の3日間及びテスト実施日を休止日とする。
- 夏季休業及び冬季休業中に、1週間以上の連続した長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。学校閉庁日は休養期間とする。  
※この期間に大会等があり、学校長の承認を受けて参加をする場合には、期間をずらして休養期間を設ける。

### 3 学校単位で参加する大会等の見直し

#### (1) 大会等参加数の精選

- 公式大会等以外の地方大会等について、精選する。
- 参加する大会等について、毎月の活動計画に加えて作成し、「練習試合及び対外試合許可申請書」を校長に提出する。

#### (2) 大会参加に係る事前確認・検証

- 校長は、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振替えられているか、生徒や顧問の負担が過度になっていないか等について厳格に判断し、必要に応じて参加を見送ることを含め、適切な是正指導を行い、その上で、活動計画を学校ホームページ上に公表する。

#### (3) みらい型部活動改革

下校時刻を早めることによるゆとりと安全

- 5時間授業の日：100分活動          6時間授業の日    50分または40分活動
- 下校時刻    16時30分

### 4 適切な運営のための体制整備

#### (1) 望ましい運営体制の構築

[保護者会]

##### ① 構成

- ・保護者会は部員の保護者をもって構成する。

会長          1名      保護者会を代表する。

副会長      1名      会長を補佐する。

会計          1名      会計事務を行う。(1・2年の保護者が望ましい)

会計監査    1名      保護者会の会計を監査する。

※会計監査以外は兼任を可とする。

##### ② 第1回会議

- ・顧問は、1年生入部後に、第1回の会合を開き、年間計画や大会への参加計画を保護者に伝える。

##### ③ 保護者会費の集金と管理

- ・保護者会費の集金日、集金方法については、保護者会で決定する。

- ・顧問が直接受け取らない。

- ・保護者会費は口座管理とする。

- ・支払いについては、次の方法で行う。

ア 顧問が購入し、請求書を会計担当者に渡し、会計担当者が支払う。(振込を含む)

イ 顧問が、会計担当者よりお金を受け取って支払い、領収書を会計担当に渡す。

(極力行わない)

ウ その他 保護者会にて決めた方法。

#### ④ 出納簿

- ・会計担当が、出納簿を作成し、収入および支出を記入する。
- ・支出の際には、領収書を受領し、保管する。

#### ⑤ 会計処理と報告について

- ・第3学年の部員が引退時に、保護者と学校に会計報告を行う。
- ※3年引退後、保護者会を行い会計報告、新会長確認をすることが望ましい。

#### ⑥ 経費の支払い

- ・部活動にかかる費用は、保護者会費とする。
- ・選手登録費や、個人で使用する用具にかかる費用は、個人負担とする。
- ・チーム登録費や大会参加費は、つくばみらい市の各種競技出場負担金を活用する。

#### (2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ・部活動主任等が受講した研修等の内容を、各部の顧問に共有する機会を設ける。

#### (3) 方針・計画・実績の公表と検証

- ・顧問は、1年生入部後に、第1回の保護者会の会合を開き、部活動の方針、年間計画や大会への参加計画、実績を保護者に伝える。
- ・翌月の活動計画は、前月の職員会議後までに保護者に伝える。
- ・各部の実績は、学校ホームページ、学校だより等で公表する。

### 5 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

#### (1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- ・スポーツに関する部を8種類12部、文化芸術に関する部を2種類2部設定する。

##### [スポーツに関する部]

野球、サッカー、女子バレーボール、男子バスケットボール、女子バスケットボール、男子バドミントン、女子バドミントン、剣道、男子卓球、女子卓球、男子ソフトテニス、女子ソフトテニス

##### [文化芸術に関する部]

吹奏楽、美術

#### (2) 地域展開の推進

- ・週休日の練習は、部活動指導員による指導を推奨する。

### 6 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

#### (1) 複数顧問制の推進等

- 生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数を精選するとともに、複数顧問交代による単独指導の原則を徹底する。
- 時間上限遵守・振替休養日の設定を徹底することにより、大会参加数の抑制を促進する。